

事 務 連 絡
平成30年 8月 3日

各都道府県財政担当課
各都道府県市区町村担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

} 御中

総務省自治財政局財政課

平成30年度一般会計の予備費の使用に伴う地方負担への対応について

政府は、平成30年度一般会計の予備費の使用を閣議決定したところであります（別添資料参照）。

これらに伴う財政措置として別紙のとおり講じることを予定しておりますので、お知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかに措置の内容を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 高橋

電話 03-5253-5612

(別 紙)

政府は、平成30年度一般会計の予備費（1,058億円）の使用を閣議決定したところである（別添資料参照）。

今回の予備費使用においては、歳出の追加に伴う地方負担が生じることから、これに対しては以下のとおり財政措置を講じる予定である。

1 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる投資的経費等に係る地方負担額については、以下のとおり措置することとしている。

なお、詳細については、別途お知らせすることとしている。

(1) 災害復旧事業債

① 補助災害復旧事業債

地方負担額の100%まで補助災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

② 災害対策債

中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業及び災害廃棄物処理事業について、災害対策債の発行要件を満たす地方公共団体においては、地方負担額の100%まで地方債を発行できることとし、後年度における元利償還金の95%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

また、災害対策債の発行要件を満たさない地方公共団体においては、地方負担額の95%を特別交付税により措置すること。

③ 一般単独災害復旧事業債

地方負担額の100%まで一般単独災害復旧事業債を充当できることとし、後年度における元利償還金については、地方公共団体の財政力に応じ、47.5～85.5%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(2) 公共事業等債

地方負担額の100%まで地方債を充当できることとし、後年度における元利償還金の80%を公債費方式により基準財政需要額に算入すること。

(3) 一般事業債

災害援護貸付金について、資金手当として地方負担額の100%まで一般事業債を充当できること。

- 2 一般会計の予備費の使用により追加されることとなる災害救助費及び災害弔慰金等に係る地方負担額については、所要の特別交付税措置を講じることとしている。

平成30年度一般会計予備費使用

〔平成30年8月3日〕
閣議決定

災害関係経費

内閣府所管

被災者生活再建支援に必要な経費	6,709,851千円
災害救助等に必要な経費	18,932,531
自然災害による被災者の債務整理支援に必要な経費	33,548

農林水産省所管

ため池の農村地域防災減災事業に必要な経費	1,000,255
農家等の営農再開支援に必要な経費	95,387
農畜産物共同利用施設等の整備に必要な経費	2,333,776
農業施設災害復旧事業に必要な経費	285,120
治山事業調査に必要な経費	4,693,192

経済産業省所管

石油等製品販売業早期復旧支援事業に必要な経費	519,797
中国地方等の魅力発信による消費拡大事業に必要な経費	826,681
中小企業者等の経営支援に必要な経費	6,357,600
中小企業等グループ施設等復旧整備事業等に必要な経費	41,429,930

国土交通省所管

住宅建設事業調査に必要な経費	304,745千円
河川事業に必要な経費	1,315,000
社会資本総合整備事業に必要な経費	250,000
都市災害復旧事業に必要な経費	661,193
中国地方等の観光支援に必要な経費	3,595,698

環境省所管

災害廃棄物処理事業に必要な経費	8,506,232
-----------------	-----------

防衛省所管

自衛隊の部隊が実施する災害派遣活動等に必要な経費	7,983,598
--------------------------	-----------

計 105,834,134

(参考)

予備費予算額	350,000,000千円
前回までの使用累計額	3,167,462
今回使用額	105,834,134
差引残額	240,998,404